

**男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び
人権侵害における被害者の救済に関する論点整理**

平成14年4月2日

男 女 共 同 参 画 会 議

苦情処理・監視専門調査会

目 次

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する論点整理	
--	-------

施策についての苦情の処理(論点のポイント)	
人権侵害における被害者の救済(論点のポイント)	

(参考資料)

1.男女共同参画社会基本法(苦情処理等の該当条文)	
2.男女共同参画基本計画(苦情処理等の該当部分)	
3.男女共同参画関連の施策に対する苦情の処理にかかる制度等について	
4.男女共同参画関連の主な人権侵害類型と被害者の救済にかかわる制度等について	
5.都道府県・政令指定都市における男女共同参画推進条例・苦情処理等の取組及び取組予定の状況(平成14年3月25日現在)	
6.苦情処理・監視専門調査会地方ヒアリングの結果について	
7.男女共同参画社会の形成に係る苦情処理等モニタリング事業の実施状況について(中間報告)	
8.総務省の行政相談制度について	
9.法務省の人権擁護制度について	
(1)法務省の人権擁護機関、人権擁護委員選任手続、研修、活動の周知度、人権擁護委員の構成、人権擁護委員の活動実績、女性の人権ホットラインについて(概要)	
(2)人権擁護法案の概要(ポンチ絵を含む)	
10.埼玉県の男女共同参画苦情処理機関の例	
11.女性関連施設における相談事業(概要、横浜市男女共同参画相談センターの例)	
12.諸外国のオンブズマン制度	
13.諸外国の国内人権機構	
14.男女共同参画会議について	
15.男女共同参画会議議員名簿	
16.苦情処理・監視専門調査会委員名簿	
17.苦情処理・監視専門調査会運営規則	
18.苦情処理・監視専門調査会の審議状況(苦情処理等関係)	

参 考 資 料

論点のポイント

〔問合せ先〕

内閣府男女共同参画局総務課

住所：〒100－8914

東京都千代田区永田町1－6－1

電話：03－5253－2111(大代表)

FAX：03－3592－0408

内閣府ホームページ：<http://www.cao.go.jp>